裁判員経験者との意見交換会議事録

平成30年2月23日(金)

裁判官挨拶

司会者: 奈良地方裁判所刑事部で裁判長を務めさせていただいております, 西川でございます。

本日の司会進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の皆様には、本日はお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。裁判員制度ですが、平成21年の5月に始まって、8年半余りが経過しました。これまで奈良地裁でも、90件ほどの裁判員裁判が行われ、裁判員それから補充裁判員の方を合わせて700人余りの方に参加していただきましたけれども、県民の皆様の御協力と御理解によって、おおむね順調に運営されてきました。

また、全国で実施されている裁判員や補充裁判員の方々のアンケート結果などを見ますと、経験できてよかったというような声を多く頂戴している次第です。決して大きな問題が生じているわけではないようですけど、裁判員裁判の運用に当たりましては、まだまだ私たち法律実務家の気付かないところに工夫しなければいけない点、配慮しなければいけない点があるのではないかと思っております。

本日,御出席いただきました合計8名の皆様からは,率直な御意見や御感想を賜り,今後の裁判員裁判の運営に生かしていきたいと考えております。 時間は限られていますけれども,本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回出席された法律家の方々の御紹介に移りたいと思います。 裁判官、検察官、弁護士の順番で自己紹介をお願いいたします。

法曹三者の紹介

宇田裁判官:奈良地裁刑事部の裁判官の宇田美穂と申します。本日はどうぞよ るしくお願いいたします。この3年間で13件の裁判員裁判を経験させてい ただきまして、本日も懐かしい方々にお見えいただいてありがとうございま す。

本日は貴重な機会で、皆様からいただいた率直な御意見、御感想を今後の 裁判で生かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

齋藤検事: 奈良地方検察庁の検察官の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は奈良では裁判員裁判は1件のみでしたけれども,前任庁で複数件やらせていただいておりました。ちょっと現場から離れたということがございますので,今日いただいた御意見をまたぜひ参考にして,よりよい裁判員裁判ができるようにしたいと思いますので,どうかよろしくお願いいたします。

幸田弁護士: 奈良弁護士会の弁護士の幸田直樹と申します。よろしくお願い いたします。

私は過去に4件の裁判員裁判を経験させていただきまして、去年も1件 させてもらっております。なかなか裁判員を経験された方からの意見、い いところ悪いところというのは伺う機会がありませんので、こういう機会 をもたせていただいて皆様の意見を伺って、今後の業務等にも反映させて いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

意見交換

司会者:裁判員経験者の皆様につきましては、番号で呼ばせていただきます ので御容赦ください。

それでは、早速意見交換に入らせていただきます。

まず、皆様が御担当された事件がどういうものか思い出していただく前 提として、本日出席していただいている経験者の方々が担当された事件を 御紹介していきたいと思います。

まず、1番と5番の方には被告人が自宅に放火した事件で、量刑が争われている事件を担当していただきました。その際に精神鑑定を行ったお医者さんの話を聞いていただいたりしたかと思います。

それから、2番の方には、やはり責任能力が争われている殺人未遂等の事件を担当していただきました。

3番と7番の方には、いわゆる麻薬特例法違反の事件を担当していただきました。共謀や密売を業としたといえるかどうかといった点が争点になっていたかと思います。

4番の方が担当されたものは、被告人が自宅に放火した事件で、被告人が 犯人かどうか、あるいは家を燃やすつもりがあったのかという点のほか、責 任能力が争われていたものだったと思います。

それから6番の方には、強制わいせつ致傷の事件で、被告人の暴行によって被害者が負傷したかどうかが争われている、そういう事件を担当していただいたかと思います。

最後に8番の方には、強制わいせつ致傷の事件で、犯行態様であるとか責 任能力が争われている事件を担当していただきました。

皆様、大体覚えていらっしゃるでしょうか。皆様にそういう事件を担当していただいたということを前提に、私の方からまずお伺いしたいのは、審理が分かりやすいものだったかどうかという点でございます。手続を思い出していただくために少し説明させていただきますと、裁判はまず被告人が人違いじゃないかどうかを確認するところから始まったと思います。その後、検察官が起訴状を読み上げて裁判官が黙秘権を告げる。そういう手続を経た後、被告人や弁護人から事実がそのとおりであるかどうか話があります。その後ですけれども、検察官や弁護人から、この事件はこんな事件ですよ、予定している証拠調べで、どんなところに注目してほしい、注目してください

というようなプレゼンテーションをする冒頭陳述という手続が行われたと思います。その検察官や弁護人の冒頭陳述を聞いていただいて、皆様どういう事件でこれから裁判で何を判断しなければならないのか、その判断のために、どういう証拠があって、どの辺りがポイントになりそうかというようなことが理解できたのかという点について、御感想や御意見を頂戴したいというふうに思います。

どなたからでも結構ですが、冒頭陳述が分かりやすかったかという点について、何か御感想、御意見ございませんでしょうか。裁判員1番の方、いかがでしたか。

- **1番**:本当に初めての経験で、突然その日からということになって、ちょっと 戸惑いはあったんですが、冒頭陳述の説明なりはそんなにややこしくないか なと思いましたので、理解ができないということはなかったです。
- **司会者**: 1番の方が担当された事件は、量刑だけが争点になっている事件だったと思いますけれども、検察官と弁護人のプレゼンテーションを聞いて、全く正反対のことを言っているんじゃなくて、それぞれ別々のところを量刑を考える上で着眼してほしいというふうに述べていたと思いますけれども、そういう双方が言っていることの関係は理解ができましたか。
- **1番**:そうですね。弁護人の意向、ものすごく罪に対しての、いやいやそれは本当にそんな重いものじゃないという弁護と、検察側のいやいや、あくまでもこれは火をつけたんやから、重大なことやというところで、ああなるほど、こういう言い方をするんだと、お互いに。そこで、その裁判官さん的にはどういう判断をするんやろうという楽しみ、楽しみといったらおかしいですけど、あって。それからここからこうでしょ、こういうことからこうでしょというふうに、これもかみ砕いた説明がありましたので、私たちも、あ、なるほどな、こういうふうに考えていけばいいのかというふうなことで、裁判の今まで総ざらいしか見てなかったものが、中から見たらこういうことな

んだなというのがよく分かりました。

司会者:よく理解できる内容で、これからどういう証拠が出てくるか、わく わく感みたいなものがあったと、そういうイメージですかね。

1番:そうですね。

司会者: ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。 2番の方は覚えてらっしゃいますでしょうか。

- 2番: 半年以上前なので、ちょっとところどころしか覚えてないんですけれども、起訴事実を否認しているんじゃなくて、最初から殺すつもりやったということだったので、最初聞いたときはほっとしとったんです。してないとか言われたらどげん判断するのかというようなことを考えて、ちょっと気が重たかったんですけれども、最初から殺す気でやった、殺そうとしていた事実があったんで、その点に関しては気は楽でしたね。裁判はわくわくとかそんなんは全然なかったですけど、経験してみれば、もっとおもしろい裁判やったのかなと思ってしまうところもあります。
- **司会者**:ありがとうございます。2番の方に担当していただいた事件は、責任能力が問題になっていたと思いますけれども、検察官や弁護人の最初のプレゼンテーションを聞いて、そういった責任能力が争いになっていることとか、あるいは責任能力を判断するためにどんな証拠に注目しなければいけないのかとか、そういったことはすぐに理解できましたか。
- 2番:精神科のお医者さんのお話とかを聞いたのは、そこが争点になるんや ろなあと、ここから凶器であるとか、どういうふうに行動したというのは 逐一細かく両方、弁護士や検察の言われてることはあってたというか分か りやすかったので、そこが我々の判断する基準なのかなというふうには思 いました。
- **司会者**:3番の方が担当されたものでは、特に検察官のプレゼンテーションの中で、登場人物がたくさん出てきたりとか、あるいは争点もたくさんあ

った事件ですので、各争点について着眼してほしいポイントが挙げられていたかと思いますけれども、最初の検察官のプレゼンテーションを聞いた時点で争点が何なのかとか、あるいは争点について判断する上で、検察官や弁護人の主張の対立点がどこにあるのかというようなことは、すぐに理解できましたでしょうか。

3番:自分も経験させてもらってもう1年経つと思うんですけど、はっきりと覚えてないんですけど、とにかく初めて経験することだったので、説明等があったときでも緊張がすごいあったんで、いろんな話もあって自分の中であんまり入ってこないことが多々あったのはあって、結構その現場とかも見たことないので生々しいのもあったんですけど、ちょっといろんなことがあり過ぎて、あのときは理解できないことが初めの方はあったんで、ちょっと大変やなという印象がありました。

司会者:緊張している中で情報量も多過ぎて、なかなか頭に入ってこなかったという感じですかね。

3番:そうですね。もうとにかく緊張,まさか選ばれるとは思わなかったのもあったんですけど,その話の説明を聞いていて量も結構多かった部分が印象がすごかって,この先どうなっていくのかなという部分も考え出すと,初めのときはちょっと混乱する部分もありました。

司会者: 4番の方はいかがですか。最初の検察官,弁護人のプレゼンテーションですけれども。

4番:分かりやすかったです。

司会者: すんなりと頭に入ったということでしょうかね。

4番: そうですね。

司会者:では5番の方,いかがでしょうか。

5番:最初から検察官も弁護人も真っ向から対立しているということは、まずありませんでしたので、説明はよく分かりました。ただ、そこに精神障

害等がありましたので、それをどのように私たちが求刑へいく時点で考え ねばならないのかというのが、ちょっといろいろ思うことがありましたけ ども、説明自体はよく理解できました。

司会者:ありがとうございます。6番の方は思い出せますかね。

6番: 内容については、あんまり確かによく覚えてない部分もあるんですけれども、争点というところは、けがしたところに対して故意にけがをさせたのか、たまたまけがをさせる結果になってしまったのかというとこだったと思いました。そこに関しては、結局証拠で調べないかんのかなということはよく分かったというのはあったと思いますね。

司会者:ありがとうございます。7番の方にも先ほど御紹介したように,登場人物がたくさん出てきて争点がたくさんあってというような事件についての検察官や弁護人の冒頭陳述を聞いていただきましたが,どうでしょう,すんなり頭に入ったでしょうか。

7番:入ってないです。というのは事前資料をいただいていないので、どうしても文章だけでは分からないですし、どうしてもやっぱり話を通るようにこれを整理するのが、なかなかこういう経験がないですし、周りにもいてなくて、どういうもんかという相談ができないので、やっぱりほかの裁判員の方と相談しながら、どうしてもやらないといけないので、登場人物がこの事件に関してはちょっと多いので、整理しづらい部分があるというのも事実だったんですけど、すぐには正直入らなかったです。

司会者: すんなりと頭に入るためには、どうすればよかったとか何か御意見があればいただけないでしょうか。

7番: 事前にメモ用紙をもらってたので、ちょこちょこ書いてたりはしてた んですけど、箇条書きとかしてたので、やっぱり点、点、点になってたん で、それを線につなげるのはなかなか難しいので。

司会者:やはり、先ほど3番の方もおっしゃったように、情報量が少し多過

ぎたんですかね。

7番:人物もちょっと多かったですし、関連性とかつなげるのもなかなか時間かかりましたし、いろいろ話が二転三転して話がちょっと違ったりもするので、なかなか結びつけるのが難しかったです。

司会者:8番の方、いかがでしょうか。

8番:そうですね、冒頭陳述等で特に難しいなという感じではなく、言って おられる内容に関してはすっと理解はできました。

司会者:分かりやすいものだったという御記憶ですかね。ありがとうございました。

では、その次ですが、冒頭陳述の後、写真や図面をモニターに映したり、あるいはラインとかメールとか、そういったもののやりとりをまとめたような報告書であるとか、あるいは人の話をまとめた供述調書、そういった書類を検察官が読み上げる、あるいは証拠となっているものを御覧いただくというような手続があったかと思います。そういった書類であるとか、あるいは証拠物という物の取調べは分かりやすいものとなっていたでしょうか。あるいは取り調べた証拠の内容が記憶に残ったかどうかとかいった点はいかがでしょうか。

6番: 双方からあったんでしょうかね、資料がありましてイメージで申し上げますと、検察側の資料の方が分かりやすかったんですね。弁護人の方が書かれている資料が、何かもう一つ分かりにくいなと思いながら、そのとき思ってたのを今思い出しました。

司会者:例えば,どんな証拠が分かりにくかったとか,御記憶がございますか。

6番:基本的に出てきた資料に文字が多かったんじゃなかったかなと思った んですね。検察側が出された資料が、絵とか写真とかあったんでしょう か、ちょっとそこら辺の記憶が僕も、今、思い出しにくいんですけど、何 かこれで全体的に分かりやすいなという印象を持ったことは覚えています。

- **司会者**:6番の方の担当された事件では、弁護人から専門家の方の作成された書類が読み上げられたんじゃないかなと記憶しておるんですけれども、今おっしゃったのはそういうものですかね。すんなり頭に入ってこなかったというのは。
- **6番**:そうですね、ありましたね。それもありましたし、何か弁護士の方が書かれてたものも、もう一つよく分かりにくかったなと。加えてここで言っていいのかどうか知りませんけども、証人の側に立っていた弁護士の方が書かれている資料は、何か分かりやすかったなというのはありました。
- **司会者**:ありがとうございます。ほかの方々もどうでしょうか。争いになっている点について話し合うときに、読み上げられた書類なんかについては、その内容を思い出しながら後で評議で話合いのときに意見を述べられたかと思うんですけど、すぐにそういった内容を思い出せたかどうかという点はいかがでしたか。
- **4番**:検察の方のプレゼンが終わった後に、別室で裁判官の方が、もう一回 ホワイトボードを用いてうまく説明していただいていたので、分かりやす かったという点があります。
- **司会者**:なかなか法廷で聞いたり見たりしているときには、どういう証拠なのか、どういう位置づけなのかというのは理解しづらかったですか。
- **4番**: それでも分かったんですけど、もう一度詳しく説明をしていただける ので助かりました。
- **司会者**:評議のときによく分かったと、そういうことですかね。ほかの方々はいかがですかね。
- **3番**: だんだん時間が経ってきて思い出してきている部分がちょっと出て来 てるんですが、自分も資料がちょっと多かった部分もあったんですが、検

事さんの方も弁護士さんの方も、資料を出してくれてた部分もあって、すごい読みやすい、理解は後半特にできてきたのもあって、4番の方も言ってますが、西川裁判官とかの説明ですね。分からないときに、聞いてほしいときにちゃんと答えてくれる部分があったので、自分としては、すごい後半になるにつれてよく分かったかなとは思います。資料でも結構見やすい部分もあるなというのはあったので。初めは緊張してた部分もありますけど、そういうのを見てやっていくと結構分かりやすいかなというのは自分は感じたので、よかったなと思います。

- **司会者**: 今お話になったのは、最初に検察官や弁護人がプレゼンテーション されたものをまとめた冒頭陳述、それを証拠を調べる中でまた見直したり してると、どの事案がどういうものかとか、理解できてきたという御趣旨 ですかね。
- **3番**:そうですね。初めに資料をもらったときには、これできるのかなという不安がすごくあったんですが、中身をよく見させてもらったときに分かりやすいなというのは感じました。
- **1番**:皆さんの話を聞いていて、私が参加したのはそんなに登場人物もいないし、事実として決まっていることに対してだったので、写真といっても数枚、ちょっと燃えている燃え跡の写真が数枚だったりして、そういうことに関しては、ややこしい、分かりにくいというのは全くなかったです。事実に対してのどういうふうに持っていくんだろうかなという話だけだったので。
- **司会者**:家がどれぐらい燃えたかとか、そういうのはすぐに理解できたということでしょうかね。
- **1番**: そうですね。そのときは10センチ壁が燃えた。10センチ四方,これで放火になるんやというのが,最初の驚きはそれでした。これはもういけないことなんやと。それだけの事実でしたので,それをどういうふうに

判断するかということでしたので。

- 5番:私も1番の方と同じ事案でしたので、非常によく分かりました。
- **司会者**:読み上げられた書類とか写真とか,そういったものは1番の方と同じようによく理解できたということでしょうか。8番の方いかがでしょうか。
- **8番**: そうですね、私がした分は、たくさんの人がいてるわけではなかった ので、結構写真等があったかなという感じだったので、特に難しいなと か、そういった分かりにくいなというふうには感じなかったです。
- **司会者**:逆に7番の方の担当された事件なんかは、さっきもお話ししたようにたくさん登場人物が出てきて、争いもたくさんあって、事実もたくさんあった、そういう事件だったと思いますけれども、いかがでしたか。
- 7番:ラインの写メとかでいろいろ説明とかされていたので、比較的これを見て対象を比較しながら流せたという、そういう点では分かりやすかったかなというのもありますし、3番さんとか4番さんもおっしゃってたんですが、改めてホワイトボードとかで整理していただいたりというのをしたので、そういう面でいったら分かりやすいのかなというのが正直な感想ですね。
- **司会者**:ありがとうございます。2番の方の事件は、ナイフを使った殺人未遂の事件で、被害者の方が重傷を負った、そういう事件だったと思いますけれども、傷の写真であるとか、あるいは血痕の写真とか、そういうものが証拠で出てきたという記憶はございますでしょうか。
- **2番**: 証拠写真をプロジェクターとかで見たんですけども、余り生々しいようには見えなかったです。傷は大分深いなとか多いなとかいうのは感じましたけども、被害者の方は死んでないという事実があるから証拠の写真もゆっくり見れたのかなと思います。あれで死んでいたら、ちょっと証拠の写真としては見にくかったのかなとは思いますけれども。そういうことで

す。

- **司会者**:御自身はそれほど精神的にきつくはなかったということでしょうかね。一緒の裁判員の皆様が、精神的にきつそうだったとかいうような場面は、何か記憶されていますか。
- **2番**: とにかく被害者の方は死んでいないし、傍聴にも来ておられたので、 今元気に、障害は残ったようなことは言われていたように思うんですけれ ども、生きてはるんやからいいのかなというふうには思いました。
- **司会者**:御自身もそうだし、ほかの裁判員の方の中にも精神的にちょっとき ついというふうにされている方はいらっしゃらなかったと、そういう御記 憶ですかね。
- **2番**:お名前も知らないし、番号を振ってずっといてたし、その後またどこかでという話は全然なかったので、自分たちの思っていること、感じたことについて感想を言い合えるという場ではなかったように思います。
- 司会者: ありがとうございます。

それでは、次に証人尋問であるとか、あるいは鑑定をやった事件であれば鑑定人尋問、それか被告人本人から話を聞く被告人質問、そういったものについての御意見、御感想をお尋ねしたいと思います。

まず、今回お集まりいただいた方々の中には、精神鑑定を行ったお医者 さんの話を聞いていただいた方も何名かいらっしゃるかと思います。専門 用語等も含めて、理解しづらかった点もあったかと思いますけれども、率 直な感想をお聞かせいただければというふうに思います。1番の方、どう でしたか。

1番:精神鑑定というか知的障害に関してのお医者さんからの意見聴取ということだったんですが、これは仕方のないことだと思うんですが、ここまでの知的障害ならここまで分かる、ここまでの級ならここまで分かるというふうに、どうしても線を引かなければ仕方のないことだと思うんですけ

れども、でもその線を引っ張ったところで本当にそこまで理解できている のかなというような疑問は残りました。

- **司会者**: お医者さんの話自体は、どういう病気で、その病気が事件にどう影響したのかという説明自体は、すんなりと頭に入りましたか。
- **1番**:説明自体は難しい言葉も使われていたし、分かりにくいところもあったんですが、最終的には、この知的障害であればここまでの判断はできるので、その事件に関しては、そんなに影響はないだろうという御指摘、御意見だったんですが、確かにそうなんだと思うんですけれども、でも実際に、そしたら被告人は本当にお医者さんの思うところまで判断はできていたのかな、どうなんかなという素人的に思ったことはあるんですけれども。
- **司会者**:同じく2番の方にも、精神鑑定を行ったお医者さんの話を聞いていただいたかと思いますが、御感想はいかがでしたか。
- 2番:専門用語とかいっぱいあったので、分かりにくいといえば分かりにくいけれども、被告人がどの程度責任があるのかという判断をしておられるのだということで聞いていたんですけども、最終的には責任能力はあるというようなことやったように思うんですけれども、その内容自体に、私も専門家じゃないので、専門家の方が言われていること自体は分かるような気はするけれども、その細かい判断がどうだったのかというのは理解しにくかったように思います。
- **司会者**:ありがとうございます。4番の方にも精神鑑定を行った医者の話を聞いていただきましたが、何か御感想をお持ちでしょうか。
- **4番**: そうですね、内容的にはよく分かったんですけども、ただその精神鑑定の先生が一人で見られたんでしたら、どうなんでしょうね、ちょっと分からないんですけど、ほんまにそういうふうなデータが、何て言ったらいいのかな、そういう観点になるのかなというのは、もしかしたらこの先生

が見たら正常な人やとか、この先生が見たらこれは病気やとかいうふうになるのかはちょっと分からないんですけど、その先生の話自体はよく分かりました。

司会者:被告人の精神疾患の内容とか、それが事件にどう影響したのかとかいう説明は比較的分かりやすかったという御趣旨ですか。5番の方はいかがでしょう。

5番:先生がしっかりと説明していたと思います。よく分かりました。

司会者:8番の方はどんな感想ですか。

8番:そうですね、先生の話が分かったような分からないような、例え話も非常に分かりにくく、ちょっと理解できたかどうかというのは、ちょっとそこは疑問かなというのはあったんですけども、精神障害の中にも人格障害があったり解離性障害があったりとか、いろんな言葉がたくさん出てきて、その辺のこともちょっとよく分からなくて、別室で裁判官の人たちから少し話を聞かせてもらって、何とか理解できるというような状況でした。

司会者: いきなり難しい専門用語なんかが出てきて、分からないところがあったということでしょうかね。もう少し分かりやすく説明してもらえればよかったのにという、そういう御意見ですか。

8番:そうです。

司会者:ありがとうございます。それから、3番の方や7番の方には、たくさん証人が出てくる事件を担当していただいたかと思いますけれども、それぞれ今聞いている証人が、何のために証言している方なのかとか、あるいは証言内容がどういうものだったのかというようなことについて、十分に御理解いただけたでしょうか。証人尋問をたくさん聞いていただいた事件だったと思うんですが、たくさん証人尋問をする中で、今聞いている証人、何のために聞いてるのかとか、あるいは証人が話している内容が、ど

ういう内容なのかとかいうことは、その場ですぐに理解できたかどうかと いうことですけれども。

3番: はい。その場での理解はできました。丁寧に説明もよくしてもらって、それで証人の方もちゃんと話もしてくれた部分もあったので、それは理解できました。

司会者: そもそもこの証人,何のために聞いているのかとか,この証人は聞く必要ないんじゃないのかとか思われたような証人っていらっしゃらなかったですかね。

3番:自分は、特にそういう方はおられなかったですね。そういう印象はあります。

司会者:7番の方はいかがですか。

7番:分かりやすかったといえば分かりやすかったですけれども、正直いろんな人の意見を聞いて、実際一緒にやったかとかは、そうですね、事前に説明もあったんで、分かりやすいといえば分かりやすいんですけれども、どうしてもいろんな人の話を聞いてたら、やっぱりちょっとこんがらがるというのが正直事実だったので、私は一旦整理しないと分からないほうなんで。

司会者:確か何日間かにまたがって、いろいろな人の話を聞いていったかと 思うんですけれども、最初に聞いた証人の話を、後で忘れてしまったりと かいうふうなことはございませんでしたか。

7番: それはないです、大丈夫です。こういう経験をするというのが初めてなので、どうしてもやっぱり頭の中に印象に残りやすかったので、基本的に忘れはしなかったです。

司会者:ありがとうございます。

尋問時間が長かったとか短かったとか, そういった観点からの御感想, 御意見なんかはございますかね。ちょっとこれは長過ぎて耐えられなかっ たとかいうような御記憶なんかはないですか。あるいは、もうちょっと必要なことを聞いてくれたらいいのにとかいうような御感想なんかは。

5番:私どもが担当しました事案は、そんなに証人の方も多くありませんでしたので、あれで的確だったんだろうと思っております。

司会者:ありがとうございます。

皆さんが担当されたどの事件でも、弁護人から被告人の言い分について質問をしたりであるとか、あるいは今後どうやって立ち直るのかといった観点からの質問もあったりしたかと思いますけれども、そういった弁護人の質問について、何のために聞いているのか質問の意図が理解できないとかいうようなことはございませんでしたかね。

6番:特に分かりにくいとか、そういう点はありませんでしたね。多分これでこの気持ちを分かってほしいのかなとか、感情移入しやすかったと思います。

司会者: 先ほど, 紙に書いたものは少し理解しがたいところがあったけれど も, 被告人の話を聞いたり, あるいはそれ以外の証人の話を聞くといった 手続自体は, すんなりと頭に入ってきたという御記憶ですか。

6番:そうでしょうね。その前に多分、別室に行ったときに、そういうポイントみたいなのを教えていただいたんじゃないですかね。それで傾聴的に聞けたんだと思います。

司会者:最初の検察官や弁護人のプレゼンテーションなんかも踏まえて,証 人尋問や被告人質問を聞いて,大体どういったものなのかがつかめた,そ ういう御認識でしょうかね。

6番: それでいいと思いますけど。

司会者:ほかの方々いかがでしょうか。

鑑定であるとか,被告人の話なんかについて中心に伺いましたけれど も,そういった証人尋問とか被告人質問とか,そういった中で,もっとこ うやれば、こう工夫してもらえればすんなり頭に入ったのにとかいう御感 想があればいいですか。8番の方はすんなりと頭に入りましたか。

- **8番**: そうですね。割と入ったかなと思います。ただ、やはり休憩時間に裁判長等のお話を聞いて、さらになるほどねという部分があったかなとは思います。
- **司会者**:ちょっと聞き落としていたような部分もあったということでしょうかね。今まで、大体証拠を取り調べる手続までの部分について、御意見、御感想をいただきましたけれども、ここまでで、検察官や弁護士のほうから聞いておきたいことなどございますか。

齋藤検事:検察官の齋藤でございます。

今,お話がありました証人尋問,あるいは被告人に対する質問の件なんですけれども、全体的には分かりやすかったという御意見だったと思うんですが、特に反対尋問、思い出していただければと思うんですが、尋問では、主尋問といって、まず流れで聞いた後、先に検察官が主尋問やったとしたら、今度弁護人のほうから反対尋問がきて、違う立場から質問する機会があったかと思うんですけれども、そういった反対尋問をやった際の、その反対尋問の意図というのが、裁判員の皆様に分かりやすく伝わっていたのかどうかというところをぜひ教えていただければと思います。

司会者:いかがでしょうか。

例えば2番の方には、被害者の方の証人尋問なんかも聞いていただいた と思いますけど、弁護人が反対尋問する、そういう場面もあったかと思い ます。そのとき、反対尋問の意図がよく分かったかどうかですけれども。

2番: 証人の方の証言しておられるのは覚えてるんですけど、もともとの裁判が起訴事実を被告人が認めてて、それを争っていなかったので、証人の人が刺されて怒ってはるとかいうぐらいのところで、それがどの程度かというよりも、それをやった被告人が、刺すことをどの程度強く思っていた

かということぐらいで、余りちょっと覚えてないところがあります。

- **司会者**: 余り覚えてないということは、反対尋問でそうインパクトがある話 というのが出てこなかった、そういう御記憶なんでしょうかね。
- 2番:ドラマなんかで見るような、そういうふうな戦々恐々としたような裁判ではなかったんで、全然違うというような反対尋問とか、そんなんではなかったように思うんです。だから裁判自体は私は今から思えば難しい裁判でもなかったし、量刑をどの程度考えるかというような裁判だったんで、意外と楽に裁判を過ごせたかなと思います。

司会者:幸田弁護士から、何か今までのところで質問ありますかね。

- 幸田弁護士:まず一つ目ですけど、鑑定人尋問の話、ちょっと出てたと思うんですけども、鑑定人尋問は多分、ケース・バイ・ケースかもしれませんけど、主にまずお医者さんから一人でプレゼンをしていただいて、その上で、検察官からそれに対する質問、弁護人からそれに対するさらなる質問というふうな順番で進んだのかなというふうに思うんです。この関係で、例えばもっと最初のお医者さんの、先ほどの話で、ちょっと細かいところが分かりづらかったというようなお話も出てたので、それは最初のお医者さんのお話が、もうちょっと長く細かくしてもらえたら分かったという時間的な話であるのか、それかもっと端的にいうと、時間が単に長い短いだけ、もっとかみ砕いてもらわないと幾ら時間をかけても一緒だということなのか、その辺をまず教えていただければなと。
- **司会者**: 先ほど8番の方が精神鑑定の先生のお話, なかなか難しかったとおっしゃっていましたが, 今の弁護士の質問について, どうでしょう。
- **8番**:正直,かみ砕いていただけるのであれば,かみ砕いていただいたほうがいいかなと思うんですけど,それが可能なのかどうかという部分はちょっと分からないんですけどね。そうですね,時間をかけてでも分からせていただけると,ちょっとありがたいかなというのはあります。

幸田弁護士:そこでさらにですね、例えば、お医者さんのプレゼンだけでは 分からなかったけど、検察官、弁護人の質問があったら、それはちょっと でも分かったのか、それでも理解度は余り変わらなかったのかということ を。

8番:正直分からなかったです。

幸田弁護士:ありがとうございます。あとすみません,ちょっと別の観点です。専門家以外の普通の目撃者,被害者等に対する質問であるとか,被告人に対する質問であるとかについてですけれども,先ほど検察官の方から反対尋問の点がありましたが,最初の質問,ないしは反対質問で出た内容が,その場で分かりにくいとか追加で聞きたいところは補充の質問もあるんだとは思うんですけど,例えば審理が進んだ後に,あれ聞けてたらよかったかなということがあり得たのかどうかを教えていただければと思います。

司会者:先ほど7番の方、たくさん証人を聞いて、ちょっと混乱したところもあったとおっしゃっていたと思いますけど、あれ聞いときゃよかったなとかいうことを後で思ったりされませんでしたか。被告人にということですかね。

幸田弁護士:被告人に限らずですね、例えば後からいろんな情報が出てきた り自分でかみ砕いた上で、今、あの人にあれ聞きたいなとかいうのがあっ たかどうか。

7番:私が担当した事案に関しては、量刑が問題だったんですけど、弁護士さんがいかにその量刑を軽くするかということで、いかに共謀した方がいるとか、売買目的があるとかというのを、結構かみ砕いて説明してくれていたというのもあったし、結局ラインの写真とかもあったんで、こういう文章じゃなくて話し言葉もラインで載ってたんで、大体入り込みやすかったので、個人的にそこまで分かりにくいというわけじゃなかったです。

司会者:評議についても御意見を伺いたいと思っております。

今回,皆様に御担当いただいた事件の全てで,量刑が問題になりました。それからあと1番の方,5番の方以外につきましては,事実認定をどう判断するか,こういったことも問題になったかと思っております。その前提で,評議全般を通じて,こういう点が難しかった,あるいはこういう説明がほしかったとか,何でも結構ですが御意見をお聞かせいただけないでしょうか。1番の方,お願いします。

1番:本当にみんな初めての経験者ばかりの中で、すごく丁寧にかみ砕いて説明してくれましたので、ほかのところは分からないですが、私たちのときはすごくみんなからよく意見が出てたんじゃないかな。全員本当にいろいろなことを好きなように話させてもらえて、本当にうまく導いてくれたのかなと思っています。

司会者:評議の進行等は申し分ないものだったということでしょうか。

1番:と私は思ってます。

司会者:ありがとうございます。2番の方,いかがですか。

2番:私のところの裁判は、起訴事実を被告人も認めていたんで、どれだけ 責任能力があるかというところだったんですけれども、そこだけを話した のではないですけれども、何か国語力を問われてるかなというぐらい、何 か言い回しの表現が発表するに当たって難しかったかなと、私自身の国語 能力がないのかなとか、そんなことを思いました。

司会者:なかなか御自身の意見を整理したり、まとめたり、そういう時間がほしかったということでもあるんでしょうか。

2番: もうちょっと細かいことに関して、どう思うかとかいうふうにしていただけたら、もうちょっと楽やったかなと思うんです。

司会者: ありがとうございます。3番の方,いかがでしょうかね。3番の方の事件は争点がたくさんあって,評議の際に,検察官や弁護人が出してき

た最後に、御主張をまとめて提出された論告とか弁論とか、そういったものも踏まえながらの評議だったと思いますが、そういった論告とか弁論とか役に立つものだったんですかね。

3番:役に立つとかいうのは、ちょっと自分自身の判断ではちょっと分かんない部分なんですが、評議のときでもそうですけど、当初皆さんほかの方も余り意見もされず、いろいろなこともあったみたいで裁判の内容も内容だったので、皆さんも変に言ったら何かあるんじゃないかなみたいなことで言えないみたいな話も言ってたんですが、後半の方は結構皆さん、結構話も出て、煮詰まった話もできてよかったんじゃないかなと思ったんですが。

司会者:ありがとうございます。4番の方なんかは、責任能力が争点の中心になったと思いますけれども、そういう責任能力について評議をするようなときに、難しかったとかいうような御感想はお持ちですかね。

4番: そういう難しさというのは、なかったと思います。

司会者:何かほかに御感想とかございましたら。

4番: みんなで考えるというところですよね。そうですね、いろんな人の考えがあったんで。

司会者:御自身としては、意見は言いやすい雰囲気ではあったと思いましたか。

4番:言いやすかったです。

司会者:5番の方は、いかがでしょうかね。

5番:全員いろんな意見を言い合えたと思いますし、本当に細かいところまで説明していただきましたので、私どもはよく分かったと思っております。

司会者:量刑を決めるに当たって、いろんな制度の内容とかの説明が、裁判 官からもあったかと思いますけれども、そういった説明なんかも御理解い ただけましたか。

5番:はい、よく分かりました。

司会者:6番の方はいかがでしょうか。

6番:被害者の方に近い年齢の方もいらっしゃって、被害者の方の気持ちがよく裁判員の中で頼りにしていただいたりとか、反対に被告人の方の親ぐらいの年になると思うんですけど、親以上かな、だからそういう人から、この子は更生するにはどうしたらいいのかみたいな話にもなりましたので、まあ、積極的な話し合いになったんじゃないかなあ、それも、いいふうに裁くというよりは、どうしてあげたら、どうやって納めたらいいかとか、そういうふうな形だったと思います。

司会者:ありがとうございます。

7番の方の事件では、いろんな法律用語が、法律用語といいますか、法的な概念が問題になる事件だったと思います。共謀であるとか、あるいは薬物の密売を業としたかどうかとか、そういった難しい要件に当てはまるかどうかといった点について、しっかりと自分の考えというのは、言えたでしょうかね。

7番: 意見自体は3番の方もおっしゃってた,最初やっぱり発言がなかったというのもありますけれども,慣れてきて自己主張される方もそれぞれいらっしゃったので,いろんな方,10人おったら10人の方のそれぞれ意見が違うというのが,そういうのは,経験としてはよかったかと思ってますね。

司会者: 今のお話は刑を決めるときの話で、いろいろな意見が出てきて、うまくまとまっていったんじゃないかと。そういう御感想ですかね。

8番の方には、責任能力が問題になる事件について、責任能力の評議もしていただきましたが、難しい点があったんじゃないかなあというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

8番: そうですね。私自身は難しいなとは思って聞いてはいたんですけども,

皆さんでいろんな意見が出し合えるような環境だったのかなあと思ってます。

司会者:難しかったけれども、意見交換をする中で、考えがまとまっていった という、そういう理解でよろしいですかね。

8番:はい。

司会者:ありがとうございます。

それでは、またちょっと話題を次のテーマに移らせていただいて、裁判員 裁判に参加したときに伴う御負担について、お伺いしたいと思います。

裁判員裁判に臨む前に不安を感じておられた点、もちろんあったと思いますけれども、仕事面、あるいは生活面でどういう支障がありましたでしょうか。

6番:月曜日に確か集められて、その日の午前中に決まって、午後から実は、裁判員の職務といいますか、始まるわけですけれども、スケジュールの調整、やはり非常に難しいですよね。あらかじめ1週間前、何か入れるとまずいのかなあみたいな調整もあったんですけど、実際ねえ、それが選ばれるかどうかも分からないので、きっちり外しておくというのも難しいので、結局選ばれてから、午後の昼休みの間に入れてた予約とか、アポイントとか入ってるの、全部キャンセルしたりとか、そういうのはありました。

司会者:もう少し早く,選ばれるかどうかというのが決まればいいのにという,そういう具合でしょうかね。

6番: そうですね。サラリーマンにしてみたら、裁判員に決まって、いつからいつの間拘束されるというのが有り難いです。

司会者:ありがとうございます。ほか、7番の方も、先ほど手を挙げられましたかね。

7番:地味な話で申し訳ないんですけれども、仕事が完全分業制なんで、引継ぎをするのがちょっと大変だったというのもありますし、上司に報告した際

に、いい経験やし行ってきというふうに言われた、言われてはいるんですけれど、大体1週間近く、やっぱり丸々空く形になるんで、そういう面では、 仕事の引継ぎという意味で、全くちょっと業務が違うかったりするんで、そ この引継ぎから始めなきゃいけなかったんで、ちょっと大変でした。

司会者:ありがとうございます。

そういったお仕事面で、御不安があって、ちょっと裁判員として選任され たときに御不便があったと。そういう御意見、御感想ですかね。

7番:実際,当たると思ってなかったんで,心構えが正直できてなかったいうのも事実ですし,でも実際当たったら,上に報告とかもしなくてはいけなかったんで。

司会者:ありがとうございます。3番の方,ございますか。

3番:自分は公務員なんで、決まった時点では、職場のほうでは特に問題なく、すぐに特休扱いにしてもらいましたし、上司のほうも、いい経験やからということで、周りにはそんな人がいなかったので、自分が第1号やったみたいなんで、逆にちょっといいなぁみたいなことは言われました。そういう経験をさせてもらえるということは、すごく有り難い、上司も言ってましたし、下の人も言ってました。

まあ、ちょっと支障というか、自分の妻が逆にその裁判で、まあ行って大 丈夫なのという。先ほども言わせてもらいましたけど、その終わった後のこ とがちょっと気になった部分があって、難しいとこやと思うんですけど、裁 判が終わった後の私生活に何か支障がないかみたいなことを妻には言われた 分もあって、自分はそれほど考えてなかったんです。本来、初めはそういう 裁判員制度をやるという話を聞いたときに、ああ1回やってみたいなとは自 分自身は思ったんですが、実際、妻はそういうふうに感じたみたいで。今の ところは、特に何もないんですが。そういうことは、ちょっとありました。

司会者:ちょっと,事案自体から,御自身の身の安全とかについて心配だった

ということでしょうか。

3番: そうです。だから、そこが妻自身は、ちょっと心配はしてました。

司会者: ほかの方々いかがでしょうかね。こういう不安があって、それが解消されていったとか、いや、解消はなかなかしなかったとか。

1番: 仕事的には自営でしたので、特にそういうことでの負担とかはなかったんですが、物理的な、私、車椅子なもので、どうなるかなあという多少の不安はあったんですが、まさか裁判所に行って、車椅子で問題、不安のあるようなことはないやろなあと思ったとおり、何も特になかったです。全く問題なく、全てのことに対処もできていましたので、問題なくと思います。

司会者:ありがとうございます。

8番の方は、裁判員に参加する前と参加した後とで、刑事裁判に対する印象が変わったりはしませんでしたか。

8番: 刑事裁判は正直,全く関係のないことだ,こういうふうに,私には関係のない話だとずっと思って,テレビで見ていても,さらっとテレビで見ているだけぐらいしかなかったんですけども,経験して,ああやってるんだあというのは,ちょっと目に止めるようにはなりました。

司会者:報道なんかにより目がいくようになったということでしょうかね。

8番:はい。

司会者:5番の方は,どうでしょうかね。

5番:これといって負担はありませんでしたし、裁判員裁判に私、興味もありましたし、テレビで見る裁判と現実が違うということも分かっておりましたので、さほどそういう不安もありませんでした。

司会者:実際に参加していただいた後,裁判について何か思われるところとか ございましたか。

5番: 法廷がテレビで映ると、あっ本当にあのとおりだなと思いますし、行ってきたのよ、あなたたちも、もし当たったならば、絶対行ったほうがいいで

すよということは、はい、言っております。

司会者:4番の方は,何か御感想,御意見ありますか。こういう御負担があったとか,こういうふうに解消したとか。

4番: どんな事件やったかというのをやはり会社でも裁判員裁判で参加するとなったときには、どんな事件やのとやっぱり聞いてくる人が多々おられたので、やはりその秘密を守らなあかんというそのプレッシャーもありました。

司会者: 2番の方, いかがですか。

2番:特別送達が来て、最初一番びっくりしたんです。訴えられるんかなとか思って、不在やったから余計ですけど。それで裁判員だというのを聞いて、まっ、ちょっと一安心したんですけど、それの返事して、行くまでの間に、ちょっと変な事件というか、怖い事件やったら嫌やなとかそういうことはありましたけど、ごく身近な者に話したところ、いい経験やから行ってくるようにした方がいい、そんなん行った人知らんでという話を聞いて、まあ来て、たくさん30人近く集まっていて、当たるかとか、くじ運こんなとこで使うんかいな、そんな雰囲気でしたけど、最後終わった後は、いい経験をしたなあと。裁判傍聴をしに行ってみようかなあとか、そういう雰囲気になりました。だから、やってよかったなあと思ってます。

宇田裁判官:いろいろ,説明が分かりやすかったとか有り難い意見ばっかり挙げていただいてほっとしておりますけども,せっかくの機会ですので,ぜひ辛口の,あえて言うならここ,こうしてもらえればなあというのを聞きたいなあと思うんですけど。例えば,よく説明してくれたので分かりやすかったというのも,ひっくり返せば,説明がくどかったになるかもしれないですし,休憩も頻繁にとるように心がけているんですけども,あんなに要らないだろうというのもあるかもしれませんし,何か提言がございましたら伺いたいなと思います。

6番:会社なんかでも、裁判員の休暇とかね、制度はあるんですけれども、正

直申し上げて、もっと何か言葉自体皆さん御存じなんですけれどもね、必要性とかそういうところを裁判所の方からもっともっとこうアピールといいますか、啓蒙といいますかしていただかないと、良い上司が理解を示してくださる場合はいいんでしょうけど、みんながみんなそういう方ばっかりでも、もちろんないので、そういう意味では、裁判員裁判という言葉は知ってるんだけど、それでどうなのみたいなところがありますので、もう少し踏み込んだ、何かお金がないような話もされてましたけどもね、何か裁判所のほうからもっと言ってほしいなというのは、あります。

- **司会者**:ほかの方々はいかがでしょうかね。何か、今日、何か辛口の御意見を確かにいただいてないかもしれませんけど。
- 5番:日当の件ですけども、主婦から見ましたら、まあ妥当といいますか、過分と思うんですけども、実際に働いてらっしゃる方、1日にやっぱり2万も3万も、って方がたくさんいらっしゃると思うんですね。で、辞退率が64.何パーセントとなっていることは、もっと裁判員に参加していただこうと思うところから見れば、何かちょっとやっぱり、あ、行ってみようかと思えるような日当でも、もう少し上乗せできれば、ちょっとは変わっていくのかなあ。そうじゃないと本当に出られる人だけに絞られてくると思うんですね、今言われるように、サラリーマンで、その日のうちに、はい、1週間休みますというのは、なかなか容易ではないので、やっぱり仕事の都合で辞退しますとかというのもあると思いますので、そこをどうやって解消したらいいのかというのを。だから、1つはもう少し日当も上げられるものならば上げたらどうかなとは思います。
- **司会者**: ありがとうございます。それでは、最後になりますけれども、皆様から 今後裁判員になられる方に対してのメッセージであるとか、あるいは裁判員 を経験したことによる全般的な御意見、御感想を一言ずつ頂戴したいという ふうに思っております。

- 8番:正直裁判員になって、私も経験させてもらってすごいよかったなあというふうには思っています。やはり最初、裁判に出てという不安というのは多少なりともあったんですけども、そういったものが解消されていくと、経験して一生に一度あるかないかということをできたというのはすごくよかったなと思います。
- 7番:正直周りで誰もやってないというのが事実だったので、家族含めて友達も全員、みんなどんな感じやったか、今日もなんですけれども、またどんなことしたかというのをちょっと軽く教えてと言われてたんで、そういう面での周知はできるのかなと思うんですけれども、実際、やっぱり裁判員裁判という言葉自体はよく聞くと思うんですけど、認知度、周りが欠けているというの、多分事実だと思うんです。私の仕事は、私も役所にいてるので、一応その辺の理解はずっとあるので、すぐ行ってきいとか言われてるんですけれども、やっぱり普通の会社員の方とかいうとなかなか休みづらいという部分もあるので、そういう面でいうたら、大変なのかなというのが正直な感想ですね。
- **6番**: ぜひ,裁判員に選ばれたら,辞退せずになってほしいなというのが正直なところで,私自身もやっぱりよい経験をさせていただいたなと思っていまして,実際これがなかったら裁判所の前は通り過ぎるだけで,全然それだけで知らずに終わってたかなと思ってます。だから,そういうふうに皆さんが積極的に私,じゃあそのまま裁判員やらせていただきますと言えるような環境に早くなったらいいなあと思いました。
- **5番**:1つの物事を考えるというのは、いろんな考え方がある、いろんな見方があるということをすごく勉強させていただきましたので、本当に皆さん、裁判員に選ばれたならば、辞退することなく、どなたもお受けしていただきたいなと思います。
- 4番:5番の方の言うように、ほんまにいい経験やと思うんで、ぜひとも今後

- ね,参加して,もし候補者になったら,ぜひ参加していただければなあと思いますし,僕もすごく選ばれていい経験やったと思いますし,何か人の生き方というか,ジャッジするというその辺の緊張面というのは,責任感というのは,すごく緊張というかあったんですけども,今後,選ばれた人にはやっぱりちょっとそういう大切なことなんで,思ったことがあったらばんばん,発言していただけたらいいかなとか思っています。はい。
- **3番**:自分の感想が次の人へのメッセージということで、ぜひとも経験はしてもらった方がいいかなとは思います。自分、ほんま、事案のこともそうやったんですけど、人一人の人生がかかっていて、とても重大な任務だったと思います。で、そのとき、興奮状態とか精神的な落ちつきがない部分もありましたけど、終わってから改めて、良い経験ができたなと思いますので、ぜひ、次選ばれた人はやってもらった方がええかなと思います。
- 2番: 今, 先の方, 言われていましたけど, ジャッジすると言われてたんですけど, 私はそんな深く考えないで, 市民目線でこの人はいい人か悪い人かぐらいの感情で。最初はジャッジするんやから大変やな, 自分自身にそんな資格はないなとか思ってたんですけども, 裁判員をして, 市民目線でこの人に対してどうかというのを意見言うだけで, それでいいんだなと, 私自身はそう思いました。
- **1番**:同じ意見で、ぜひ、参加したらいいかなと。事例によっては大変な裁判員もテレビでやってたりするんで、簡単にいいで、いいでとは言えないとは思うんですけれども、本当に参加してみて、非日常的なところに入って、ものすごくわくわく、わくわくという言い方はおかしいかも分かりませんが、いい経験をさせてもらったと思います。本当にど素人にかみ砕いて説明をされるのは、裁判官の方にとってもいいことではないんかなぁと。あの上でつらつらとしゃべるだけじゃなくて、本当に素人に分かるように説明していただいたので、私たちだけじゃなくて、裁判官の方にとっても、いいことじゃ

ないんかなぁと思っています。

皆さんものすごい辞退率が高いというようなニュースも出ていましたので、もうちょっと身近で認知されるような、もっとみんなが来やすいような環境をもっともっとこれから作っていくべきなんだろうな、これを続けて行くんであればと思います。ありがとうございました。

司会者: どうもありがとうございます。

一通り、御意見を伺いましたけど、ぜひこれはさらに付け加えて言っとき たいとかございますか。皆様、よろしいですか。

検察官, 弁護士の方から, 付け加えて御質問ございませんか。

齋藤検事: すみません。感想をいただいた上で、また質問でちょっと申し訳ないんですけれども。

先ほど、評議の中で、検察官や弁護人がまとめた論告や弁論は役に立ったかというようなお話があったかと思うんですが、実際、これ評議の場でどのように我々が作ったペーパーというかですね、使っているのかなというのが気になるところでして。例えば、評議のときに結構いろいろ何度も論告や弁論の紙を作り直したり、書き込みをしたりとかして使っているのか、実際のところは、そのペーパーは法廷での論告や弁論のときで、あとはもう片付けてしまうというようなことなのかというのを、もし私こういうふうに使いましたというものがあれば、教えていただければと思います。

- **6番**:余り記憶に残ってないですけど、ちょっとねえ、でもホワイトボードに 裁判官がまとめてくださっていたので、そちらの方に裁判員らが注目してた んじゃなかったかなという記憶です。
- **司会者**: というのは、検察官や弁護人の主張を振り返っていって、まとめて見直したと、評議の中で見直して、そこでようやく頭に入ったというそういうことでしょうかね。
- 6番:最初の質問は、何か資料関係のお話だったと思うんですけれども、そう

いうことに関しての記憶はちょっとあんまり残ってないので、それをつらつらとまたそこでという話じゃなくて、最終的にこの要点は何か、どういうとこが今から話し合っていくのかということを書いていただいたところに関して、注目しながら進んでいったのしか覚えていません。

3番:自分は資料とか、あと、今、6番の方が言ってたようにホワイトボードに書いてもらったりする、それを全て見て、結局、結論言う感じですよね。だから、資料を出してもらったから、ただ単にぱあっと見て終わるとかじゃなくて、被告人の話ということ、証人もそうですけど、話してもらったやつも別に何かのメモに書いて、それを照らし合わせてどうなのかという感じでは、評価はしていました。

報道機関からの質疑応答

司会者: それでは、どうもありがとうございました。

引き続きまして、報道機関の方からの質疑応答に移らせていただきます。 では、よろしくお願いします。

- **記者1**:特に気になるところが、やはりお仕事のほう、両立が大変だったという話もあったりですとか、御家庭の奥さんのほうが心配されただとかいうお話がありましたけれども。そして、家庭、特に仕事以外で、また御家庭のほうとの両立で、例えばお子さんがいたりだとか、大変だったことがあるかということと、もしあったとして、その裁判員の方にこうするべきだとか、工夫とか、また裁判所に対して何か改善点、こういうのありますよというのがあれば、改めて教えていただきたいと思っております。
- **6番**: やはり日ごろしてないことやってたんで、あとから聞かされたのは、その期間かなりピリピリしてたというようなコメントを妻からもらっていましたから。本人はそういうつもりはなかったんですけれども、確かに非日常的なことだったふうに記憶しているんですけれども、やはり正常の生活のリズムじゃなくて、ちょっと裁判所に来て、普段使わない頭を使って、どこへ行

こうとその時間ずっと考えてるんで、やっぱり戻ってからの、結局はそういうことをずっと考えてたんかなと思っていましてね。それでコミュニケーションが、したのかしてないのかよく覚えていませんけれども、家族的にはその期間いろんな気苦労があったんじゃないかなとは思います。

司会者:裁判員の方は、評議とか審理中というのは、やっぱり1日中ずっと裁判のことというのはもう頭から離れないものなのでしょうか。

6番:裁判員の中でも、感想をその時間内に言ったりしたときも、やっぱりずっとそれが残ってしまって、その日は寝られなかったということを言われてた方もいらっしゃいましたからね。だから皆さん、やっぱりそれなりにその期間、そのことについて真剣に考えてはるので、どうしてもその拘束されている期間に関しては、そういう精神状態になっていらっしゃる方も多かったんではないんかなと思います。

記者2:3番の方にお伺いをしたいんですが、先ほど、御家族が心配されたというのは、いわゆる暴力団関係者の裁判ということですか。

3番:暴力団関係の話ではないです。

記者2:では、御家族が心配されたというのは。

司会者:麻薬の密売をしていたという,そういう事件の性質から,ちょっと心配されることがあったという御趣旨でしたかね。

3番: それと、見に来てる方もいたので、その関係の人もいるのかなというのは、ちょっと自分自身も思ったこともあったんですが、その裁判をして自分も一番初めに思ったのは、自分もこちらの方に長く住んでいますので、その被告人の人も結局こっちの人だったので、いずれ会うんじゃないかなと。やっぱり、それが自分だけじゃなくて、同じ裁判員の方が一緒に休憩時間のときに、ちょっと話したときに、初め、その討議するときには何も言えなかったのが、それが一つなんです。やはり、いずれ、何年後かに会ったときに何かあったら困るよな、というのでその人も言っていたのがあって、自分もそ

の不安もちょっとあって、それがちょっとやっぱりずっと考えてここの話終わってから、家帰ってから妻にいろいろなことをどうやったという感じで聞かれるんですが、そのとき、自分の不安な気持ちがあったときに、ちょっと話聞いてもらったら、後半のほうでしたけどね。もう終わるとこやったんですけど、今後大丈夫なのかという話を言われて、もし何かあったらと、いや、それは大丈夫みたいよという話はさせてもらったんですけど。今、でも1年経って、現実ちょっとこの先どうなるのかなという。だから、自分の場合は裁判としては、内容的にはどっか他府県の何かしらがこっちに来て裁判をするのかなとは思ってたんですが、ちょっと違うかったので、ちょっとそこの不安がやはりありました。

記者2:で、今1年経って、忘れておられた。今でも不安があることはある。

- 3番:最近これが来たので、思い出して、そう終わってから1年ちょっと経つのであんまり去年とか思ってなかったんですけど、その通知、意見交換とかその話があったときに、ちょっとまた思い出してきて、内容を見せてもらったときに、こういうことしたよな、そのときにフラッシュバック的な、もしこれ、あの人どうなるかなと思ってきて、出てきたときどうなるのかなとか、また、その身内の方とかどっかで会っているかもしれないなあとかって、そういうふうに悪いほうに考えてしまう人間なので、ちょっとそういう不安があったので。今後としてはどうなるのかなというのは少し今あります、まだ。
- 記者2:ほかの地域の裁判員裁判という意見もあったのですが、裁判員制度で こういう事件に関してはこうすべきじゃないかなとかという考えはあります か。
- **3番**:別の県からの裁判をすれば、またそうやって会わないからいけるのかな とか、奈良なので、奈良の人がまた奈良の人の裁判をするのはちょっとその 後が心配かなというのは、その内容にはよるんですけど。やっぱり変えたほ

うが、まだ裁判員制度もやりたいという人も出てくるのかなという。多分、何人か自分の周りの同僚の子らもそれはちょっと思ってるみたいです。自分が裁判して、もしその人に何かされたらどうなるのかなあという話を言っている人もいたので、そのあたりも違うとは自分は言いましたけど、本音は自分も心配だったんです。そういうのを変えてもらった方がいいのかなとは思ってます。

記者2:1つには、別の地域の裁判を奈良でするとか、地域を変えるとかすべきということですか。

3番: それの方がいいかなとは自分は思いますね。

記者3:8番の方だったかなと思うんですけども、自分にはあんまり最初は刑事裁判について関係がないものかなと思っていたとおっしゃってましたかね。その一方で、実際、裁判員裁判を終えてみたら、参加してよかった、いい経験になったということもおっしゃっていて、どういったことがきっかけでというか、どういったことがあって、関係なかったと思っていたものが身近に感じるようになったのか、あるいはどういった意味でいい経験だったと思ったのかというところをもう少し聞かせてもらえますか。何か多分すごく印象に残った光景とか、記憶とかあるのではなかろうかというふうに想像しているんですけども。

8番: いや、特にすごく印象に残ったということはないんですけども、正直刑事裁判というものに関してはよく分からない部分もあったりとかで、何というんでしょうかね、本当に私には関係ないことと思っていましたので。ああよかったなと思うのは、裁判員をして最初から最後まで経過を見ていて、あっ、こういうことなんだなというのが分かってよかったなというのは感じました。

記者3:その経過を見てというのは、どういうことでしょうか。

8番:裁判員の中で裁判が行われる、最初から最後までという、それを経験で

きたことですね,はい。

記者3:何か一方で、たしか事案は強制わいせつ致傷だったかと思うんですが、何か裁判員として裁判に参加して、辛く思うこととかそういう場面はありましたか。

8番:辛く思うことというのは、特にはなかったです。

記者1: すみません,最後,簡単に御回答いただければと思うんですけれども。

裁判員の1番の方ですけれども、やっぱり裁判員裁判というのは本庁で、 こっちの奈良市の地裁のほうでやると思うので、そうした交通ですとか、移 動の負担だとかそういったものについては、何か思うところみたいなのあり ましたかね。

1番:車が乗れて、今、何か道がよくなりまして、奈良まで1時間あれば来れますので、そんなに負担はなかったです。

記者1:そんなに負担は感じられなかったということですか。

1番:はい。

司会者: どうもありがとうございます。

それでは、これでこの会は終了させていただきますけれども、今日たくさ ん御意見いただきましたけれども、いずれも非常に参考になる話ばかりであ ったというふうに思っております。

本当に今日はありがとうございました。

小西所長: 奈良地裁の所長の小西でございます。

今日は後ろの方で皆さんの話を伺わせていただきました。今日はお忙しい中を皆さんお越しいただきまして、忌憚のない率直な感想、あるいは御意見をいただきまして、本当に参考になりました。ありがとうございました。これを今後の裁判員裁判の運営に裁判所の庁全体として生かしていきたいと思っております。

どうも大変参考になるお話をありがとうございました。それから,本当に お疲れさまでございました。